

大阪市告示第78号

令和5年大阪市告示第1415号（東横堀川についての通航制限水域及び通航方法の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年1月22日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2 実施期間 令和5年11月6日から <u>令和6年10月14日</u> まで実施する。	2 実施期間 令和5年11月6日から <u>令和6年2月29日</u> まで実施する。

（建設局道路河川部河川課）